

特記仕様書（機械除草）

第1条（安全教育等）

1. 本業務の施行に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務における災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
2. 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

第2条（交通誘導警備員等）

1. 交通誘導警備員とは、警備業法（昭和47年法律第117号一部改正令和5年法律第63号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことである。
- 2 請負者は「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、設計図書の変更までに監督員へ1部提出しなければならない。
- 3 交通誘導警備業務を第三者に請け負わせる場合の業務の再委託承諾申請は、省略を可能とする。

第3条（交通誘導警備員の資格）

1. 本業務は警備業法により、交通誘導警備業務を行う場所の内、有資格者義務区間においては、常時一人以上の一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられている。警備業法を遵守するとともに、請負者は合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。

第4条（工程等）

1. 業務内容は、工区内の除草（1回刈り）であり、次の期間に現場作業を実施し、期間内に現場作業を完了しなければならない。
業務実施期間当初契約日の翌日～令和8年11月30日までとする。

第5条（施工管理等）

1. 作業状況写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。
2. 各回除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
3. 草木類の運搬時においてはシート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
4. 各回除草完了時には、監督員の検査立会を受けること。

第6条（廃棄物の処理及び処分）

1. 廃棄物の処理が発生した場合には監督員と協議し承諾をえること。また、請負者は、廃棄物の処理及び処分にあって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、請負者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

第7条（草刈り機による事故防止対策）

除草作業については下記の項目に留意し作業すること。

1. 事前に現地調査を実施し既存構造物の位置確認、作業上で支障となる物件の撤去や位置確認（目印の設置）を実施する。
2. 作業箇所の移動も考慮に入れて、作業箇所の区分割りを計画する。
3. 作業箇所周辺の駐車車両は、事前に作業時間中は移動してもらうように依頼する。
4. 受注者は、飛散防止の必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。
 - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
 - ②ベニア板、飛散防止ネット等の防護材を使用
 - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
 - ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先を防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。
5. 受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。
6. 作業指揮者や監視員を配置して、作業全体の指揮・監視を行う。
7. 作業員はヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な施工を行う。

第8条（除草・伐採木の搬出等）

1. 草木類の運搬については、元請けが行う場合は業許可が不用であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時に

は監督員と協議し承諾を得ること。

2. 草木類の搬出先については、廃掃法第7条第6項一般廃棄物の処分業の許可取得処分場へ搬出を見込んでいる。
3. 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
4. 草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第9条（現場責任者）

1. 受注者は、現場責任者を定め、この契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第1号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

第10条（交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

1. 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。
 - 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：14.93%
 - 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.13%
3. 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。
なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

4. 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。
なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
7. 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。